

1 概 況

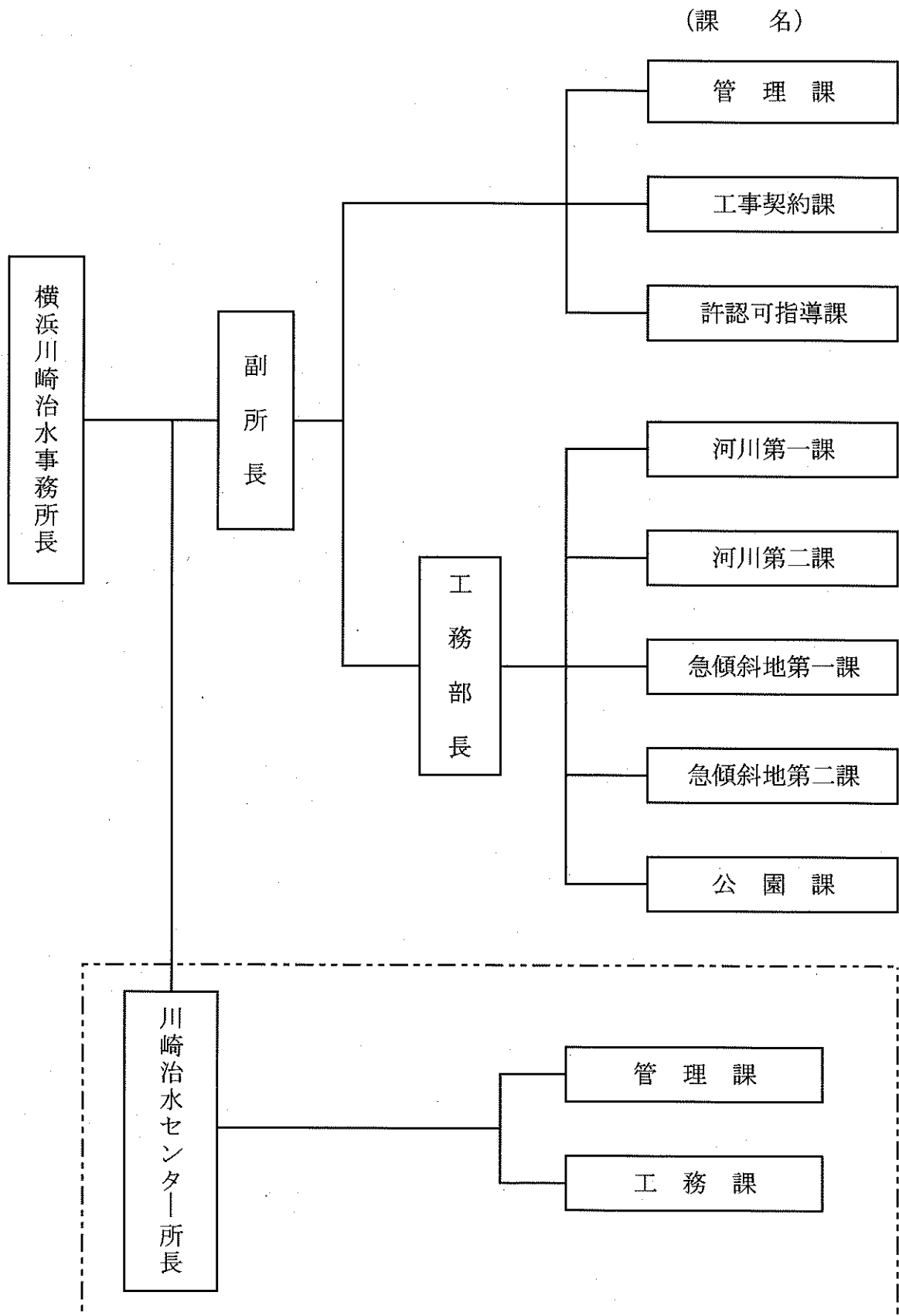
(1) 組織の沿革

- 昭和36年12月1日 横浜市内準用河川の維持管理及び整備のため、庶務課、工務課の2課による特設事務所として横浜市保土ヶ谷区上星川132番地に設置される。
(昭和36年規則第90号)
- 昭和38年5月1日 横浜市保土ヶ谷区釜台町20番地の1に庁舎を新築し、移転する。
(昭和38年規則第29号)
- 昭和41年4月1日 用地課が新設される。
(昭和41年規則第11号)
- 昭和42年6月2日 工務第二課が増設され、工務課は工務第一課、工務第二課の2課制となる。
(昭和42年規則第49号)
- 昭和47年4月1日 神奈川県行政機関設置条例の一部改正により、条例に基づく治水事務所として、従来の河川関係業務に加え横浜市内の急傾斜地崩壊対策業務を所管することとなる。
(昭和47年条例第18号)
- 昭和47年8月1日 次長制がしかれる。
(昭和47年規則第106号)
- 昭和48年7月1日 急傾斜地課が新設され、工務第一課、工務第二課が河川第一課、河川第二課に改められる。
(昭和48年規則第75号)
- 昭和56年6月1日 管理部(管理課、用地課)、工務第一部(河川第一課、河川第二課)、工務第二部(急傾斜地課、特別工事課)の3部が設置され、各課の係が廃止となる。
(昭和56年規則第108号)
- 昭和57年6月1日 磯子駐在事務所(磯子区、金沢区、港南区及び南区)が新設される。(細部組織の設置)
- 昭和58年6月1日 管理部(管理課、用地課)、河川部(河川第一課、河川第二課)、急傾斜地部(急傾斜地第一課、急傾斜地第二課)、特別工事部(工事第一課、工事第二課)の4部が設置され、河川第二課、急傾斜地第二課は磯子駐在事務所(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区及び泉区)となる。
(昭和58年規則第52号)
- 昭和61年6月1日 管理部に許認可指導課が新設され、管理課、許認可指導課、用地課の3課体制となる。
(昭和61年規則第27号)
- 平成元年4月1日 管理部に工事契約課が新設され、管理課、工事契約課、許認可指導課、用地課の4課体制となる。
(平成元年規則第49号)
- 平成5年4月1日 副所長制がしかれる。
(平成5年規則第33号)
- 平成7年10月1日 横浜市西区岡野2丁目12番20号の現在地に新設された横浜西合同庁舎に移転する(平成7年規則第100号)とともに、磯子駐在事務所を廃止する。

- 平成 9年 4月 1日 特別工事が廃止され、管理部（管理課、工事契約課、許認可指導課、用地課）、河川部（河川第一課、河川第二課）、急傾斜地部（急傾斜地第一課、急傾斜地第二課）の3部体制となる。（平成9年規則第30号）
- 平成14年 4月 1日 管理部用地課が廃止され、管理部は管理課、工事契約課、許認可指導課の3課体制となる。（平成14年規則第30号）
- 平成17年 4月 1日 河川部及び急傾斜地部が廃止され、工務部となり、管理部（管理課、工事契約課、許認可指導課）、工務部（河川第一課、河川第二課、急傾斜地第一課、急傾斜地第二課）の2部体制となる。（平成17年規則第108号）
- 平成21年3月31日 横浜地区公園管理事務所が廃止され、指定管理者制度導入後も引き続き県が担う業務について横浜治水事務所に移管される。
- 平成21年 4月 1日 工務部に公園課が設置され、5課体制となる。
管理部が廃止され、管理課、工事契約課、許認可指導課の3課となる。
- 平成22年 4月 1日 横浜治水事務所と川崎治水事務所が廃止され、横浜市内を所管とする横浜川崎治水事務所が設置される。（平成21年条例第95号）
横浜川崎治水事務所に、川崎市内を所管とする川崎治水センターが設置される。（平成22年規則第16号）

(2) 事務所の機構

横浜川崎治水事務所は横浜市内、同川崎治水センターは川崎市内を所管区域としており、事務所の機構は、次のとおりです。



(3) 職員の配置状況及び分掌事務

平成30年4月1日現在

組 織 (職名)	氏 名	分 掌 事 務	職 員 数					
			事 務 職 員	技 術 職 員	臨 時 的 任 用 職 員	再 任 用 職 員	非 常 勤 職 員	計
所 長	森 谷 保	所の総括		1				1
副 所 長	新 井 泉 (出 納 員)	所の総括補佐	1					1
工 務 部 長	大曾根 信 一	部の総括		1				1
管 理 課 長	阿 部 弘 蔵 (出 納 員)	課の総括	1					1
副 主 幹	今 井 泰 雄	文書の管理、予算経理、財産管理、物品の調達等	3				1	4
小 計			4				1	5
工 事 契 約 課 長	武 川 靖 彦	課の総括	1					1
副 主 幹	國 分 雅 和	工事に関する入札及び契約、工事費の予算経理及び収入等	3					3
小 計			4					4
許 認 可 指 導 課 長	會 田 浩 章	課の総括	1					1
副 主 幹	山 川 慎 一	河川占用許可、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可等及びその指導監督、公園の許認可 土砂搬出に係る処理計画書の受理等	8					8
	小 宮 健 一 郎	公共用財産等の管理						
小 計			9					9

組 織 (職名)	氏 名	分 掌 事 務	職 員 数					
			事 務 職 員	技 術 職 員	臨 時 的 任 用 職 員	再 任 用 職 員	非 常 勤 職 員	計
河川第一課長	小田 郁夫	課の総括		1				1
副 技 幹	矢澤 優子	鶴見川水系及び帷子川水系の河川改修・維持管理工事の設計・監督 許認可事務の技術審査 水防計画等		4				4
小 計				5				5
河川第二課長	於保 茂治	課の総括		1				1
副 技 幹	近藤 宮枝子	柏尾川水系、大岡川水系及び侍従川水系の河川改修・維持管理工事の設計・監督 許認可事務の技術審査等		5				5
小 計				6				6
急傾斜地第一課	山口 一夫	課の総括		1				1
課 長 補 佐	中野 和幸	課の総括補佐		1				1
副 技 幹	加賀 正之	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、港北区、青葉区、都筑区の急傾斜地崩壊対策工事の設計・監督 土砂災害防止法による指定等		7				7
小 計				9				9
急傾斜地第二課	永田 健一郎	課の総括		1				1
副 技 幹	枝 克彦	港南区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の急傾斜地崩壊対策工事の設計・監督 土砂災害防止法による指定等		7				7
小 計				8				8
公園課長	古河 雅之	課の総括		1				1
副 技 幹	池田 英文	公園事業の企画・調整、篠原園地の維持管理業務、各公園の整備事業・維持管理工事の調査、設計・監督、指定管理者との調整等		3			1	4
小 計				4			1	5
合 計			18	34			2	54

2 所管区域の概要

区名	面積 k m ²	世帯数 所帯	人口 人	人口密度 人/k m ²
鶴見区	33.23	137,576	290,546	8,743
神奈川区	23.73	123,929	242,973	10,239
西区	7.03	54,042	101,312	14,411
中区	21.28	80,183	149,033	7,003
南区	12.65	98,418	195,452	15,451
港南区	19.90	92,857	214,259	10,767
保土ヶ谷区	21.93	95,164	206,048	9,396
旭区	32.73	104,789	245,649	7,505
磯子区	19.05	76,232	166,515	8,741
金沢区	30.96	87,941	199,610	6,447
港北区	31.40	168,173	350,381	11,159
緑区	25.51	76,659	181,390	7,111
青葉区	35.22	127,900	309,869	8,798
都筑区	27.87	82,027	211,155	7,576
戸塚区	35.79	117,175	278,141	7,771
栄区	18.52	51,429	120,711	6,518
泉区	23.58	61,724	152,834	6,482
瀬谷区	17.17	51,112	123,152	7,173
横浜市計	437.56	1,687,330	3,739,030	8,545
神奈川県計	2,416.17	4,102,011	9,177,834	3,799
縣市対比 (市/県)	18.11%	41.13%	40.74%	

注) 面積は、「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」— 国土地理院 (H 29. 10. 1発表)

世帯数/人口は、「神奈川県人口と世帯」

— 県統計センター (H 30. 5. 1現在)